

談合は 必要で 詭計は 悪すな

この業界の入札には
昔からルールがあるのは
ご存知でしょう？
予定価格は教えてもらわないと
困りますよ。

スムーズな
事業執行のためなら、
予定価格の目安ぐらい
お伝えしても大丈夫かな…。

いかなる理由があっても、
入札談合に関与してはいけません！

入札談合等関与行為の4類型

以下の行為は入札談合等関与行為に該当します。

- ① 談合の**明示的な指示**
- ② 受注者に関する**意向の表明**
- ③ 発注に係る**秘密情報の漏えい**
- ④ 特定の**談合の幫助**

職員向け研修への講師派遣について

公正取引委員会では、入札談合事件について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。

[https://www.jftc.go.jp/
event/kousyukai/kandanpoukensyu.html](https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/kandanpoukensyu.html)



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission